

社会保険等の加入促進に向けた新たな取組について (上越市)

上越市は、令和2年度建設工事等の発注にあたり、早期発注と円滑な事業執行に向けた取組に関し、本年10月1日から社会保険等の加入促進に向けた新たな取組を実施します。

1 新たな取組の内容

社会保険等未加入業者を下請契約の相手方としないことについて、対象範囲をこれまでの「一次下請のみ」から「一次下請のほか、二次下請以下を含む」に拡大します。

これまで一次下請のみを対象としていましたが、原則として、二次下請以下の下請負人についても社会保険等（健康保険及び厚生年金保険、雇用保険）の加入が必要となります。

(1) 建設工事請負基準約款（上越市財務規則別記（第173条関係））の改正
社会保険等未加入建設業者を下請負人としてはならない旨の改正を行います。

(2) 対象工事

予定価格130万円超の建設工事（※現行どおり）

(3) 適用日

令和2年10月1日

2 提出いただく書類（※現行どおり）

- ・ 工事施工を社会保険等加入企業に限定する旨の「誓約書」
[「誓約書」ダウンロード](#)
- ・ 「施工体制台帳」又は「再下請負通知書」

3 その他

[「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート（国土交通省）](#)